

第2回 防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議 議事録（要旨）

日時：平成28年6月21日（火）
午後1時から午後2時40分まで

場所：県庁11階 第二会議室

出席委員（敬称略）

前田 雅英	日本大学法科大学院 教授
横田 由樹	西公園法律事務所 弁護士
西條 孝明	NHK仙台放送局 広報・事業部長
佐々木 奈緒子	宮城県PTA連合会 副会長
三瓶 満	宮城県防犯設備士協会 会長
佐藤 雅英	サンモール一番町商店街振興組合 事務長
越智 英幸	(株)セブン-イレブン・ジャパン 渉外部担当(矢崎委員代理)
新妻 知樹	仙台市市民局 生活安全安心部長

防犯カメラの設置及び運用に関する有識者会議開催要綱に定める関係者

五十嵐 善正	駅前南町通親和会会長
仁子 泰輔	宮城県防犯設備士協会（TOA株式会社）
大沼 芳希	〃
佐藤 誠	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室長
高階 良太	宮城県総務部県政情報公開室情報公開班主査

1 開会

司会：共同参画社会推進課副参事兼課長補佐

～ 本会議は公開であること、及び会議の結果は議事要旨がまとまり次第、県ホームページで公表する旨を説明。

2 あいさつ

共同参画社会推進課長

～ あいさつ後、司会により配布資料の確認。

～ その後、司会から、委員及び要綱に基づく出席者（五十嵐会長、T O A株式会社、県警、県政情報公開室担当者）及び事務局を紹介。

3 事例紹介

（南町通防犯カメラシステムについて）

～ 五十嵐会長から、南町通防犯カメラシステムの概要等について、資料4を参照しながら、

- ・ カメラ設置に至る経緯
- ・ 南町通防犯カメラシステムの特徴
- ・ カメラシステムの性能等
- ・ カメラ設置による効果
- ・ その他設置に当たっての問題点 等

を中心に説明。

～ 次に、事務局から南町通のカメラ設置状況について、パワーポイントを使用して紹介。

～ 続いて、佐藤委員から、五十嵐会長の説明に関連して、サンモール一番町に設置されている防犯カメラについて、

- ・ 設置台数、費用等について
- ・ カメラで撮影した画像の利用状況
- ・ その他設置に当たっての問題点 等

を中心に説明。

～ その後、それぞれの説明に対する質疑応答が行われた。
概要は以下のとおり。

○委員

プライバシーの関係で、一般の方々の反応というか、カメラ設置後、何らかの懸念の声が寄せられたかどうかについて確認させていただきたい。

○佐藤委員

サンモール商店街に対しては、一切無かった。

○五十嵐会長

南町通親和会に対しても、苦情等は全くなかった。

4 議題

事務局から、資料1から3までを参照しながら、ガイドラインの修正案について説明。同説明に対する質疑応答等は以下のとおり。

○委員

例えば杉並区の条例では、自分が映っているという場合には、その映っている部分については、閲覧をできるだけさせるよう配慮すべきという条項がある。

それは個人情報保護法上当然に認められる権利だと思うが、そういったことも、映された者の権利として認められるということを、盛り込んだ方が分かりやすいと思う。

○事務局

第2の7で、撮影された画像等の提供の制限について記載しているが、「こういう場合以外は提供してはならない」旨を明記するとともに、本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合は良い旨を規定しており、間接的には、本人が請求できる旨を裏返しとして記載している。(※ 第2-7-(1)-オ)

しかし、もう少し積極的に書いた方が良いのではという意見なので、事務局で改めて検討させていただきたい。

○座長

他のガイドラインと比較して、このガイドラインは個人情報保護法を遵守してという文が多く出てくる。自分の個人情報を開示請求すれば認められるのは当たり前のことであるが、それが分かるように記載できるのであれば、この後の修正で検討させていただきたい。

○委員

保守点検等の項目について、防犯カメラが普及する中、せっかく設置したのに、故障等により画像が取り出せなかったというような事例が出てくると思う。

本文では、「定期的な保守点検」と記載しているが、これを、日常点検的な意味も含めて、もっとしっかり管理していただくような文言を加えては如何か。(※ 第2-9)

○事務局

表現が弱いというご指摘のようなので、もう少し工夫ができるかどうか事務局で検討させていただきたい。

○座長

大きな商店街のみならず，個人が設置したのもガイドラインの対象となる。どこまで責任を負うのか，もちろん常に動作するように管理していただくのは大事なことである。書きぶりはバランスを取って，委員の発言の主旨を最大限生かすような形で検討願いたい。

○委員

杉並の条例では，ある程度人が集まるような場所，公共の場所にカメラを設置する場合には，設置したことや設置基準を自治体に届け出る制度となっている。

当県でも，どこまでやるかの議論はあると思うが，ある程度人が集まるような場所にカメラを設置する場合には，カメラを設置したことや設置基準を設けた旨を自治体が把握できるような体制があった方が望ましいと考える。

○座長

杉並区の条例は一番古いもので，今ではカメラの状況が全く変わっている。当時は，カメラは危険なものとの認識で，原則設置してはいけないという状況から，少しずつ前に出るという形で，全国に徐々に広まったものである。

商店街にカメラを付ける場合，必ず県か市に届けなければいけないこととすると，バランスを欠くことになると思う。

一番のポイントは，プライバシーを侵害しないように設置すること，設置者が付けてはいけない場所にカメラを付けないように，どうチェックするかということである。

カメラ設置の届出を，今の状況で宮城県だけがやるとなると，どう見えるかという事になると思う。本県では，防犯カメラ設置の表示は既にやっている。

ここもバランスの問題になると思う。

事務局からも何かあれば補足願う。

○事務局

他県のガイドライン検討状況を見ると，同様の意見が出ているところもある。

届出義務とした場合，罰則を設けるかどうかや，罰則を設けない場合に義務を遵守する担保が取れるかどうかなど，色々な問題がある。

カメラの設置状況は県内各地域で様々なので，県が一律に義務を課すことはどうかとの議論もある。

現実的に届出制とした場合，届出確認の問題，罰則の問題等もあるので，届出義務に関して即答するのは難しいと考える。

○座長

コンビニ等は全国で相当数あり、それらコンビニ設置のカメラを把握し、届出制にして確認し、特に罰則も設けるとなると、これはかなり大きな問題になると思う。

○事務局

前回、条例にしないのかという意見もあった。今回ガイドラインとした意味は、できれば緩やかな形で設置者等の協力をいただく形をとりたいと考えたものである。

届出となると、そもそもガイドラインで良いのかという議論になる。

事務局としても検討するが、なかなか難しいと考える。

また、現状の把握という点については必要なことであるので、カメラの普及を図るとともに、要領の有無等についても調査を行うなどして把握していきたいと考える。

○委員

座長からコンビニの例が出されたので、補足させていただく。コンビニエンスストアに設置されているカメラは、フランチャイズ店がほとんどであるので、各店舗のオーナーがカメラの持ち主となる。

よって、仮にカメラを届出制にする事になった場合、店舗を立ち上げる際や移転する際に、その都度届出することとなり、オーナーにかなり負担がかかると思われる。

特に各事業者が個店として営業する場合、手続きに煩雑性が出ることは、全体の運用管理の効率性の観点からいうと、少し適正さを欠くと考える。

○ 委員

ガイドラインをどのように普及していくのか。内容に異論は無いが、事業者の方などがこのガイドラインを守るように向けていくことが必要と考える。

協力を得られるような具体的な取組が、現時点であればお伺いしたい。

○ 事務局

委員意見のとおり、広報・周知は重要と考える。ガイドラインを作っても、周知されなければ意味をなさない。

様々な取組を予定しているが、一例として、ホームページの活用、マスコミを通じた広報・周知が挙げられる。

また、他県同様、イラストを交えたパンフレット形式にして、関係機関・団体に送付する予定である。

加えて、各種会合の席上や、地域安全運動大会、フォーラム等において資料を配布するなど、あらゆる機会を通じた広報周知を予定している。

○ 座長

きちっと守ってもらうためには条例化するとか、もっと厳しく罰則を設けるとか、行政の仕事としては色々あると思う。

色々な県の話をついたが、宮城県は色々な意味で慎重な県だと思う。それが文化であり、素晴らしいと思う。

そうだとすると、何か大きな問題があった場合にはギヤを代える必要はあるが、まずはガイドラインから始めるべきと思うし、ガイドラインができること自体が大きな前進であると考えている。

委員からも話があったが、始めは商店街もカメラの導入に消極だったが、一旦導入したら、個人情報の保護などの議論に変わってきた。ガイドラインは、こういう議論をしていただくきっかけにもなる。

行政としては、最大限啓蒙していただきたい。

また、経済産業省で補助金を出してカメラ設置を促進するのは、まちおこしにも繋がる。カメラの設置は安心感に繋がり、街の発展にも繋がる。

一方、不快に感じる人もいるかもしれないが、まさにバランスだと思う。

宮城県で今の段階でこのようなガイドラインを作っていただけなのは、私としてはプラスであると考えている。

これだけ内容を議論していただいて、個人情報やプライバシーの保護にも配慮していただいている。

一方、カメラの抑止効果も説明されており、よくバランスがとれていると感じている。

○委員

「第2-5 設置者等の責務」の中で、(1)から(4)までの表現があいまいに感じる。例えば「内部規程を設ける」などの踏み込んだ規定にしてはどうか。

○事務局

同部分も含めて、ガイドラインの各項目を踏まえた運用規程の策定を推奨することについては、「第3 運用規程の作成と適切な運用」に規定している。

しかし、「5 設置者等の責務」の内容は大事な部分でもあるので、さらに同項目に盛り込むことも検討させていただきたい。

○座長

カメラを設置する側として、どこまでやって欲しいのかをもう一步踏み込んで具体的に規定して欲しいという気持ちは理解できる。できるだけ意見を反映できるように、検討していただきたい。しかし、バランス上難しいのであれば、今すぐでなくても良いので、

そのように回答いただきたい。

○委員

どんなカメラでも付けて良いというのではなく、最近では技術の発展により、顔認証などで、その日、誰がそこにいたかが分かるような状況になっている。

これは非常にプライバシーの侵害の危険性が高いと言えるので、こういったものは設置してはいけないというような踏み込んだ内容を盛りこむことも検討願いたい。

○事務局

システムの話になるが、顔認証は、カメラの問題というよりも、カメラで撮った映像を分析するイメージになると思われる。これに関しては、設備士協会の方が詳しいと思われる。

○設備士協会

カメラ自体というよりは、レコーダー、記録装置側で画像処理を行い、顔認証やナンバー認識を行っている。

○事務局

録画した映像の処理や加工等に関することであれば、画像の不必要な加工の禁止をガイドラインに盛りこんでいる。同部分で読めないかどうか検討させていただきたい。

(※ 第2-6-(2))

○座長

カメラの分野は技術革新が急速に進んでいる。今後、顔認証以上の技術が出てくるとも考えられるが、今回のガイドラインは現状における利用についてである。

空港などでは顔認証がかなり導入されているが、県などが管理するカメラについては現時点であまり心配はいらぬのではないかと思う。

今後、県などにも顔認証が導入される可能性があるか否かだが、全ての事項を盛りこむわけにはいかないなので、ある程度の範囲で、予測可能な範囲で危険性があれば、それに対応する項目を入れておくことが必要と考える。

カメラの性能というよりは、得られた画像の処理をどうするかという問題なので、その点を踏まえて検討いただきたい。

今回は多くの意見をいただいたので、これらの意見を踏まえて、事務局と座長で再修正案を作成し、パブリックコメントを実施して広く意見を募ることとしたい。

事務局と座長で作成した再修正案に意見がある場合は、あと1回会議があるので、そ

の際に修正を図っていきたいと思う。

5 その他（事務局）

事務局から、今後の予定として、7月11日から8月9日までの約1ヶ月間パブリックコメントを実施予定であること、次回第3回会議については8月下旬から9月上旬にかけて実施する予定であること等について説明した。

6 閉会